

検査用スキャンツール認定取消し時の特例措置等

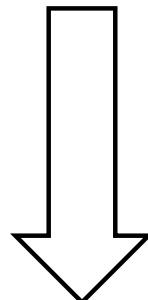
検査用スキャンツールの認定と取消し

- 認定取消し後、検査用スキャンツールの機器入替え完了までOBD検査は実施不可

検査用スキャンツールの認定

国土交通省

- ・国土交通大臣の定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)を規定
- ・自動車検査用機械器具は、技術基準に適合するものでなければならぬ



(一社)日本自動車機械工具協会

- ・検査用スキャンツールについて、技術基準等に従い試験
- ・試験の結果、技術基準適合であれば型式認定

指定工場(指定自動車整備事業者)

- ・型式認定を受けた検査用スキャンツールのみ※、OBD検査で使用可能

したがって、

検査用スキャンツールの技術基準適合性を保証できなくなる



当該ツールについて認定取消し、OBD検査で使用不可

認定取消しに係る特例措置適用の必要性

- 認定取消しに係る特例措置適用に関する早急な検討が必要

第3回OBD検査モニタリング会合(R7.6.25)

(第3回OBD検査モニタリング会合 議事概要より抜粋)

日整連	国交省
<ul style="list-style-type: none"> ○検査用スキャンツールが認定を外れた場合について、DTC 照会アプリの非認定メッセージ送出に3週間程度かかるとのことだが、指定工場が気づかず検査してしまう可能性もあるため、メール送信など、なるべくリアルタイムに近い形での周知を検討していただきたい。 ○認定を外れた後に指定工場が当該スキャンツールでOBD検査を実施した場合について、基本的には当該工場には非がないため行政処分の対象としないでほしい。 ○新しい検査用スキャンツールがすぐに入手できないことも考えられるため、一定期間、特例措置を設けることも検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いずれも大変大事なご指摘と思う。OBD 検査システムへの反映にかかる期間を短くすることは現実的に難しいと思うので、このような緊急事態が起こった場合は一斉メールの送信、ポータルへの表示、特定 DTCアプリへの表示などの方法で、できる限りの周知を行うよう機構へ要望する。 ○当該状況において、行政処分は当然行わないことになると思うが、特例措置が整理されていなければ再検査をお願いすることになると思う。 ○特例措置が整理できればその対象は検討の余地があるので、「ただし書き」が発生した場合の機構も含めた行政側の対応については宿題とさせていただき、次回以降の資料で整理してご説明させていただく。

第6回OBD検査システム・検査用スキャンツール技術連絡会(R7.8.27)

検査用スキャンツールの認定取消し等における取扱いについて、議論を進め、通達としてとりまとめこととなった。

(第4回OBD検査モニタリング会合資料6から抜粋・要約)

検査用スキャンツールに係る型式試験等実施要領(R7.9.26)

検査用スキャンツールについて、サポートを終了^{※1}した型式の認定を取り消し、予め所定の期間(原則2年)周知するよう規定

(参考)11月1日時点で52/207製品^{※2}が販売終了

※1 販売・生産終了ではない

※2 参考資料2における商品数。販売・販売終了予定を含む。

認定取消しに係る特例措置の論点1 対象となる事業場

- 特例措置適用の対象となる事業場には、いくつかの考え方がある

備付けに係る場合分け

[備付1]

認定取消し機のみ
備える場合

- ・直ちにOBD検査不可
- ・買換えが必要

[備付2]

予備機として別の認定機
を備える場合(届出なし)

- ・予備機入替えでOBD検査可
- ・予備機の存在は把握困難

[備付3]

別の認定機を備える場合
(届出あり)

認定取消し

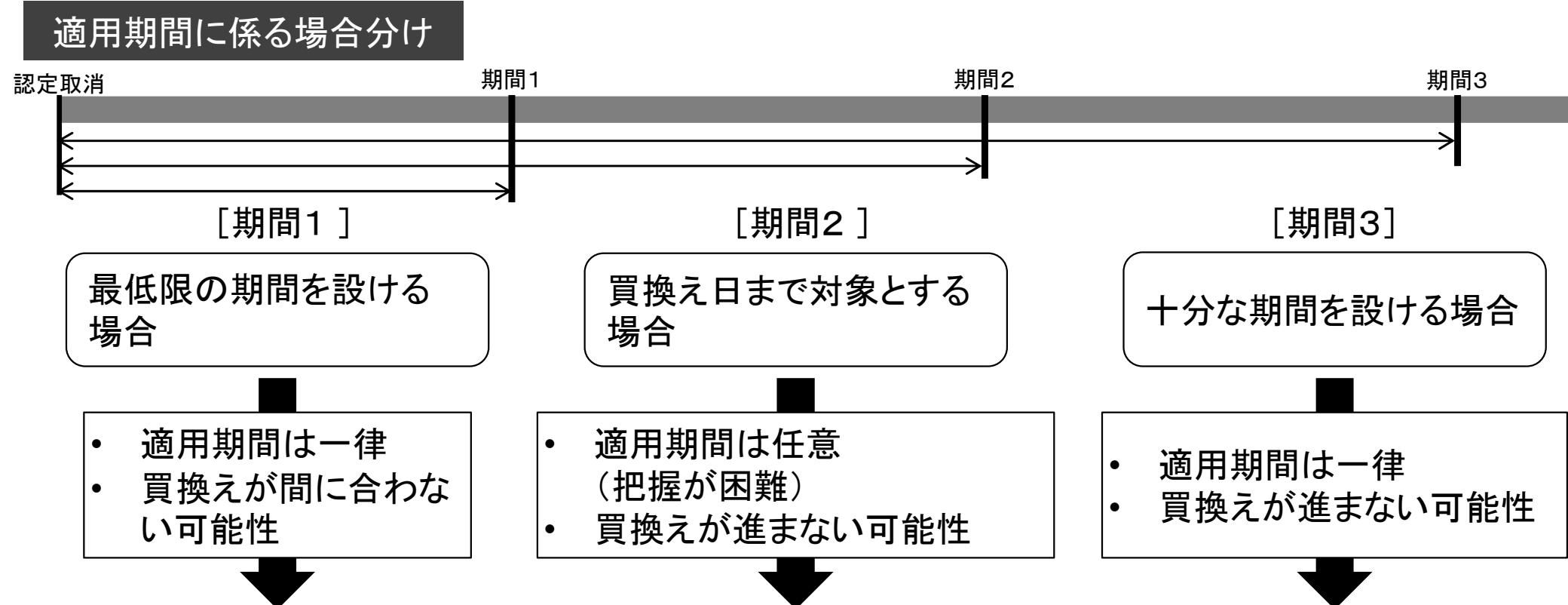
- ・認定取消し機での
OBD検査は直ちに不可
- ・買換え必要性は無し

(論点)特例措置の適用対象となる事業場の考え方

- ① 直ちに必要性を認める事業場のみ対象 (備付1のみ対象)
- ② 別の認定機備付けを把握できない事業場のみ対象 (備付1・2が対象)
- ③ 認定取消し機を備える全ての事業場が対象 (備付1～3全てが対象)

認定取消しに係る特例措置の論点2 対象とする期間

- 特例措置適用の対象とする期間にも、いくつかの考え方がある



(論点)特例措置の適用対象とする期間の設定に必要な検討

- ① 買換えが間に合わなかった場合の対応検討（期間1のみ）
- ② 買換え日を把握するための対応検討（期間2のみ）
- ③ 買換え促進のための対応検討（期間2・3）

今後のスケジュール(案)

- 論点1、2を踏まえ、認証取消し時の特例措置適用に関する通達を定める予定

スケジュール(案)

本会合後～1月	通達案を作成
1月～3月	関係者に意見照会
3月	第6回OBD検査モニタリング会合にて最終案を議論
3月末まで	通達発出

併せて、特例措置適用の内容が固まり次第、

- ・ 認定取消し機でOBD検査した場合の処分是非
- ・ 認定取消し機でOBD検査された車両の安全性確保策 等

について検討を進める予定

(参照条文1／2)検査用スキャンツールの備付け

○道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抄）

（指定自動車整備事業の指定等）

第九十四条の二 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であつて、自動車の整備について前条第一項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第九十四条の四第一項の自動車検査員を選任して第九十四条の五第一項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

2・3 (略)

○道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）（抄）

（認証基準）

第五十七条 法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 事業場は、別表第五に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

五～七 (略)

○指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）（抄）

（検査の設備の基準）

第二条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。 (略)

イ～チ (略)

リ 検査用スキャンツール

2 前項第二号の自動車検査用機械器具は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(参照条文2／2)OBD検査できない場合の特例措置

○OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について（令和6年3月28日付け国自基第221号、国自整第270号）（抄）

別添 OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領

3. 特例措置の適用

3-3. 特定事象

特例措置は、3-3-1に定める時点から3-3-2に定める時点までの間、OBD検査を行う場合に限り適用することができる。

3-3-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、以下の（1）又は（2）のいずれかとする。

（1）（略）

（2）その他指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由によりOBD検査を実施することができない事象の発生を機構が認めた時点。

3-3-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、3-3-1（1）又は（2）の別に応じ、それぞれ以下の（1）又は（2）のとおりとする。

（1）（略）

（2）3-3-1（2）の事象の終了を機構が認めた時点

4. 特例措置

4-1. 特例措置の内容

本要領の3.に定めるところにより特例措置を適用する場合には、細目告示別添124の4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。」とあるのは、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより、同表の右欄に掲げる不適合要件には該当しないものと解し、同別添に定める技術基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

4-2.（略）